

令和4年度活動方針

大分の全ての青少年を、安全で安心な環境の中で、豊かな心を持ち、規範意識や社会性を身につけ、個性や創造性を発揮してよりよく生きる次世代を担う人材として育成することが、県民全ての願いであり、また、重大な責務である。

本県の刑法犯少年の検挙・補導件数は、令和3年は89人となり、統計を取り始めた昭和24年以降、最少を更新するなど、これまでの非行・被害防止対策の取組が一定の成果を挙げている。加えて、平成30年度に青少年の健全な育成に関する条例を改正して、青少年の自撮り被害の防止を推進するなどの対策を講じてきたところである。

しかし、近年の情報化社会の急速な進展に伴い、青少年のスマホ所有率が高まるなか、ネットいじめや自殺サイトの利用など青少年のトラブルが増加している。さらに、児童買春や児童虐待、児童への暴力などの問題や、ニートやひきこもり、不登校など若者の社会的自立の遅れや子どもの貧困に繋がる問題も顕在化している。

これらのことは、核家族化や都市化の進行により地域の繋がりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下したことが一因となっていることから、青少年が自立心や規範意識、協調性を育むためには、子どもたちが主体的に関わることができる社会体験活動、ボランティア活動などを早くから経験させ、積極的な社会参加を促すことに加え、大人のモラル向上や地域の教育力を高めることが、より重要になっている。

また、青少年を取り巻く環境は時代とともに変化しても、青少年の問題は親を含めた社会の映し鏡であるという認識に立ち、大人が率先して範を示す「大人が変われば、子どもも変わる」県民運動において、県民をはじめ、県、市町村、青少年育成市町村民会議、青少年育成機関・団体等が連携・協力しながら、啓発活動等に取り組んで行くことが求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の収束が未だ見通せない中、従来の方法での啓発活動の実施が困難な状況であることを踏まえ、広報紙・SNS等を活用した普及啓発の更なる充実を図るとともに、各団体の独自の活動について広く紹介することなどを通じて県民会議の取組の活性化に繋げる。

以上のことから、今年度は、以下の3つの重点項目を中心に、次世代を担う青少年の育成について引き続き関係団体等と連携して総合的な県民運動を展開していく。

重点項目

(1) 活動の活性化とSNS等を活用した普及啓発

青少年の健全育成は、大人が姿勢を正してモラルの向上や地域の教育力を高めることが重要であるという認識のもと、県、市町村、青少年育成市町村民会議、青少年育成機関・団体等と連携・協力して、広報紙・SNS等を活用して「大人が変われば子どもも変わる」県民運動による啓発活動などに取り組む。

また、各団体の青少年育成活動を促進するとともに、SNS等を活用して取組を広く紹介し、県民活動全体の活性化に繋げる。

(2) 青少年の健全育成の推進

青少年の非行・被害を未然に防止するため、特に大人への広報・啓発活動を強化することにより、近年、子ども達に普及しているスマホ・インターネット利用に関する家庭でのルールづくりなどスマホやインターネットの適正利用に関する啓発活動等に重点的に取り組む。

また、通信事業者や関係機関が協働して青少年を健全に育てる地域社会づくりをめざし、関係機関との連携を強化する。

(3) 体験活動の推進

青少年が、地域や社会の一員として、未来を主体的に切り拓く資質と能力を持った人間として成長することを目的として、少年の主張大分県大会及び中学生・高校生地域リーダー育成研修などの体験活動を行う。